
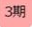




## 第4章 施策の展開

本章では、第3章で掲げた基本理念を実現するため、計画期間中に実施する施策・事業を記載します。

◇この章で、使用する下記のマークは、本計画に包含する計画を略称で標記しています。

-  … 柴田町こども計画
-  … 第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画
-  … 柴田町次世代育成支援行動計画
-  … 第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～

◇事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。

### 1. ライフステージを通じた支援

#### ◇基本目標1-1 子ども・若者の権利の保障



#### 【現状・課題】

こども大綱では、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのにとって最善の利益を図ることが求められています。

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、こども・若者の意見を尊重し、多様性を認めながら、国や県、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

また、ヤングケアラー実態調査をもとに、その実態を把握し、適切な支援につなげる必要があります。

#### 【施策の方向性】

こども・若者に関するアンケート調査では「こども・若者への支援として、町にもっとも力を入れてほしい取り組み」で「こどもの権利の尊重、擁護」が24.0%あったことから、こども・若者の権利について周知、啓発を推進します。また、ヤングケアラーへの支援については、その家族に寄り添いながら支援を推進します。

## 1 こども・若者の権利に関する理解促進

事業名	内容
人権教室の開催 こ	児童生徒一人ひとりが思いやりの心を育み、男女平等の理念を理解できるよう、学習機会の充実を図ります。
国際化への対応 こ 3期 次	案内看板等の外国語表記や町内在住の外国人等によるボランティア通訳の配置等、外国人にわかりやすく、優しいおもてなし体制の整備に努めるほか、外国人に向けた生活に必要な情報や災害情報の提供、相談体制の確立を図ります。

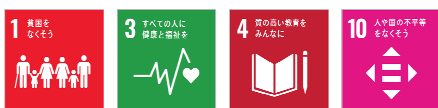
## 2 こども・若者に対する虐待防止の推進

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進 こ 3期 次	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門職が一体的な相談支援を行います。
関係機関等との連携強化 こ 3期 次	関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担う統括支援員をこども家庭センターに配置し、情報の共有や連携強化に取り組み、生活に困難をかかえる家庭へ必要な情報提供、支援を行います。また、学校を窓口とした相談支援や各種相談体制の充実を図り、保護者の身近な場所で相談できる機会の確保に努めます。
要保護児童対策地域協議会 こ 3期 次 貧	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がこどもと家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応します。
コーディネーターの設置による関係機関等との連携強化の推進 こ 貧	こどもの貧困対策を推進する上で、コーディネーター（要保護児童対策地域協議会の調整機関：子ども家庭課職員）を配置し、関係機関等との大切な「つなぎ」の役割を中心的に担い、情報の共有や連携の強化等に取り組みます。

## 3 ヤングケアラーへの支援

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進【再掲】	「こども家庭センター」において、保健師等が中心となり各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、子ども家庭支援員等によるこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援・情報提供に取り組みます。
◎子育て世帯訪問支援事業 こ 3期 次	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

## ◇基本目標 1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり



### 【現状・課題】

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、こども遊びをとおして言語や数量等の認知的スキルや創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりなどを認識し、行政や地域、関係機関などが連携・協働して、地域や成育環境によって格差が生じないように地域資源も生かした遊びや体験の機会を創出していく必要があります。

### 【施策の方向性】

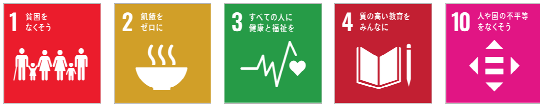
こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じてこどもの健全な心身の発達を図るため、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動に取り組みます。

### 1 遊びや体験等の機会創出とこども・若者が活躍できる機会づくり

事業名	内容
小中学校の体育施設開放 こ 3期 次	小中学校の体育施設を利用してスポーツ活動ができるよう、体育館や校庭、武道館を開放するとともに、施設の利用条件を緩和し、こどもから高齢者まで利用しやすい環境づくりを目指します。
太陽の村冒険遊び場整備事業 こ 3期 次	都市と農村の交流広場である「太陽の村」を、こどもから高齢者までが集い・遊び・憩う場として楽しめる場となるようなイベントを開催します。
新図書館の整備 こ 3期 次	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。
柴田町子どもフェスティバル こ 3期 次 負	町内のこどもが一堂に会し、様々な遊びを体験することで、地域を越えたこども同士の交流の場にするとともに、子ども会育成会や地域住民との交流を通して豊かなふれあい学習を行います。
ジュニア・リーダーの育成 こ 3期 次	子ども会活動や教育委員会が主催する少年教育事業において、こどもたちのリーダー的存在として活動を支援する中学生・高校生のボランティア（ジュニア・リーダー）を育成し、少年教育事業の充実を図ります。
町内の生きもの観察会 こ	小学生を対象に、町内の生き物の生態を学びながら、身近にある自然や、里山等の環境保全の大切さを学び、自然を愛する心を育むことを目的に開催します。
子ども映画まつり こ	幼児と小学生を対象に、優良な映画や動画作品に触れる機会を提供し、情操豊かな心を育むことを目的に開催します。

子ども音楽鑑賞 こ	子どもたちに良質な音楽に触れる機会を提供することで、音楽の楽しさや魅力を知り、聴く力を養い音楽に対する感性と豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども開放ひろば こ	元気な子どもを育成するため、気軽に立ち寄れる遊び場として、船岡生涯学習センターのホール利用がない時間帯(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
親子でクッキング こ	子どもたちが食材についての知識や調理に関する基本を学び、親子で普段の食生活について一緒に考え、見直すとともに、親子の絆を深めながら調理体験を楽しむことを目的に開催します。
親子みそづくり体験 こ	普段食べている味噌がどのようにして作られるのかを学ぶことで、食べ物への関心や感謝の気持ちを育み、また、親子の絆を深めることを目的に開催します。
和太鼓体験教室 こ	日本の伝統楽器である和太鼓を叩くことを通して、体力の向上を目指すとともに、リズム感を養うことを目的に開催します。
小中学生のためのお茶教室 こ	小中学生を対象に日本の伝統文化である茶道に触れ、礼儀作法を身につけ、おもてなしの心を養うことを目的に開催します。
あそびのワンダーランド こ	幼児・小学生と保護者を対象に、心豊かでたくましい子どもを地域全体で育てるため、様々な遊びの体験の場を提供します。
社会体育施設及び総合体育館施設利用事業 こ	指定管理者との連携を図り、町民の健康増進とスポーツ習慣の定着に向け、子どもから高齢者まで誰もが気軽に運動に親しめ、町民が主体となれる環境づくりをめざします。

◇基本目標 1-3 こどもの貧困対策の推進



【現状・課題】

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

こども・若者に関するアンケート調査では、「現在の暮らしの状況」について、「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答した人が43.8%で、年齢が高くなるほどその割合は増えています。

【施策の方向性】

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育・生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を進めていきます。

1 教育・生活の支援

事業名	内容
◎子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実 こ 3期 次	児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図り、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障を推進します。また、学校の授業以外での学習の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない児童・生徒に対する学習支援を進めます。
子どもの学習支援事業の推進 こ 3期 次	県が実施主体となり、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等を対象に、町内の施設を活用しながら、こども達への学習支援だけでなく、対象世帯の保護者への面接等を行います。

2 保護者に対する就労の支援

事業名	内容
生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実 こ 3期 次	全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供をこども家庭センターで一体的に行います。また、子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方等を学ぶ機会を提供します。
若年層の就業支援の充実 こ 貧	関係機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験学習の支援を行います。また、地域の県立高校や支援学校に通う高校生を対象に、主に町内企業の求人や事業内容等を紹介する企業情報ガイダンスを行います。

<p>職場に必要な知識、技術取得の促進</p> <p>こ 貧</p>	<p>就労する保護者やその職場の職業能力開発が図られるよう、仙南地域職業訓練センター等と連携し、階層別研修や技能研修、資格取得研修等、それぞれのニーズに対応した各種就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。</p>
------------------------------------	---

### 3 経済的支援

事業名	内容
<p>就学援助制度</p> <p>こ 3期 次 貧</p>	<p>経済的理由によって、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを一定の範囲内で援助し、経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>子ども食堂開設運営費補助</p> <p>こ 3期 次 貧</p>	<p>こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。</p>
<p>生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実【再掲】</p>	<p>全ての保護者が安心して子育てができるよう、保護者の経済的負担の軽減や妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談や情報提供をこども家庭センターで一体的に行います。また、子ども食堂による食事の提供支援やこどもの居場所づくりに取り組むとともに、各種子育て講座を開催し、保護者が親としての関わり方等を学ぶ機会を提供します。</p>
<p>生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実</p> <p>こ 3期 次</p>	<p>家庭の生活状況に応じて、保護者に対する各種手当や医療費の助成、貸付制度等などの経済的な支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、生活に困難をかかえる子育て家庭などの生活基盤を支援します。</p>

◇基本目標1-4 病気・障がいのあるこども・若者への支援



【現状・課題】

障害を理由とする差別の解消に関する法律では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指しており、行政や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から対応を求められたときに、可能な範囲で合理的配慮をするものとしています。

障がいのあるこどもは、年々増加傾向にあり、障がい児支援のニーズも多様化しています。一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を提供できるような体制整備が求められます。

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、共に生活していけるように引き続き理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援していきます。

1 障がい児等支援の推進

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ） こ 3期 次	障がい児等の生活支援として自宅での身体介護や通院等の移動介護などを行う障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。
日中一時支援事業 こ 3期 次	障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の負担軽減と多様な福祉サービスの提供など、生活支援を行う民間の障害福祉サービス事業者により、障害者総合支援法のサービスとして実施します。
特別児童扶養手当 こ 3期 次 貧	20歳未満の重度又は中度の障がい児を養育している家庭の経済的支援に向けて給付します。
障害者医療費助成 こ 3期 次	障がい者の医療費に係る家計負担を軽減するため、対象となる障がいのある児童の保護者に医療費を助成します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 こ 3期 次	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を円滑に受けられるよう、各関連機関の連携を図るための協議の場を設置します。

◇基本目標 1-5 犯罪などから子ども・若者を守る取組みによる安心・安全な社会の実現



【現状・課題】

子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が全国で発生しており、安全に対する関心、子どもたちを守るための対策強化が求められています。

また、インターネット利用の低年齢化が進む中、インターネットから犯罪被害につながるといったケースも発生しております。

【施策の方向性】

子ども・若者が自ら適切な判断ができるよう、引き続き交通安全・防犯教育に取り組むとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための活動を継続していきます。

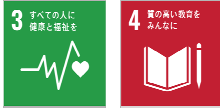
1 交通安全・防犯対策の推進

事業名	内容
交通安全推進事業 こ 3期 次	交通事故抑止のため、交通指導員による登校時朝7時から8時まで街頭指導を町内8か所の通学路交差点等で実施します。また、町内の小学校で開催される交通安全教室では、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけを図りながら交通事故防止を呼びかけます。
安全・安心な通学路や教育環境の整備 こ 3期 次 直	見守り隊（学校安全ボランティア）のご協力のもと、通学路の安全確保を図るとともに、児童生徒が緊急的に避難できる場所として「子ども110番の家」を登録いただき、地域と学校が連携して犯罪被害の未然防止に努めます。また、防犯教育・防災教育の充実や施設整備などの安全対策を進め、児童生徒の安全確保に努めます。
防犯対策推進事業 こ 3期 次 直	防犯実動隊員による夜間の防犯パトロールや幼児を対象とした防犯教室、地域における防犯診断を行うとともに、防犯週間等に合わせた啓蒙活動を展開します。
防犯灯の新設と維持管理 こ 3期 次	夜間に子どもが被害者となる犯罪や事故が起きない環境づくりに向けて実施します。
駐輪場、駐車場と駅周辺管理事業 こ	町の玄関口である駅への移動を支える自転車や自動車等を子どもや利用者がより安全・快適に利用できるよう、駐輪場、駐車場の照明設備の更新、防犯カメラの維持管理を図りながら、駅周辺の環境美化に努めます。
一般町道維持管理事業 こ	町民が安全に町道を通行できるよう維持管理します。その中で、通学路指定の路線もあり、児童生徒の交通事故のリスクを下げる目的も含め、草刈りや街路樹剪定を行います。また、安全施設の更新なども行います。
青少年のための柴田町民会議 こ 3期 次 直	地域住民の自主的な活動や各種ボランティア団体との連携の中核的組織として、違法ビラ剥がし、落書き消し活動、イベント時の巡回パトロールを行うとともに活動内容等の見直しを図り、青少年健全育成の地域環境づくりを推進します。

## 2. ライフステージ別の支援

### ◇基本目標2-1 【こどもの誕生から幼児期まで】

安心してこどもを産み育てることができる環境づくりの推進



#### 【現状・課題】

子育て世帯の核家族化、共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、妊産婦をはじめとした子育て世帯の孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、子育て世帯等へのきめ細やかな対応が求められています。

本町では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談・支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和7年4月1日に設置しています。

母子保健、児童福祉の両機能が連携・協働し、妊娠期からの切れ目ない支援を行う必要があります。

#### 【施策の方向性】

安心してこどもを産み育てことができるように、こども家庭センターにおいて産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を行っていきます。

#### 1 出産や育児不安への相談体制の充実

事業名	内容
母子健康手帳交付・父子健康手帳交付 こ 3期 次 貧	妊娠をした方に対し、出産時やこどもの健康保持増進のための健康診査・予防接種等の記録をする母子健康手帳を交付します。さらに、男性の育児参加を促進するため、父子健康手帳も交付します。
◎乳児家庭全戸訪問事業 こ 3期 次 貧	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、保健師・助産師が保健指導を行います。
◎養育支援訪問事業 こ 3期 次 貧	乳児家庭全戸訪問事業やその他母子保健事業で把握した「養育支援が必要と認められる家庭の乳幼児・児童や養育者」に対し、訪問指導や助言を行います。
乳幼児相談 こ 3期 次 貧	核家族化の進行等により、育児不安を抱える親が増加しているため、保健師・栄養士・歯科衛生士が身近な相談に応じます。
にこにこマンマ離乳食教室 こ 3期 次 貧	乳児の発達段階に合わせた離乳食指導を行い、親の不安軽減やこどもの健康を保持・増進するための教室を開催します。
母と子の遊びの教室の開催 こ 3期 次 貧	1歳6か月児健康診査等での発達課題の支援や保護者の育児不安の軽減、こどもの成長への気づきを促し、フォローアップするための教室を実施します。

◎産後ケア事業 こ 3期 次	産後ケアを必要とする産後1年未満の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行います。
◎妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の推進 こ 3期 次	妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。
子ども医療費助成事業 こ 3期 次 貧	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。
ブックスタート事業 こ 3期 次	こどもの言葉と心を育むため、4か月児健康診査に来庁した親子に絵本2冊を贈呈し、また、ブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、乳児期から親子で絵本に触れ、親しむことの大切さについて理解が深まるよう努めます。
地域における出前講座や健康相談の開催 こ 3期 次 貧	地域からの要望により、保健師・栄養士・歯科衛生士による乳幼児の心身の発達に関する出前講座や健康教育、健康相談等を実施します。
休日・夜間の救急医療体制確保 こ 3期 次	町民が安心して暮らしていくため、仙南保健医療圏の医療機関により、当番制で休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。

## 2 健康診査・保健指導の充実

事業名	内容
◎妊産婦健康診査 こ 3期 次 貧	妊産婦が健康に安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠及び産後の週数に合わせて妊産婦健康診査を実施します。
妊婦歯科健康診査 こ 3期 次	妊婦の歯や口腔の健康の保持・増進と産まれてくる子の歯の健康づくりに関心を高めるため実施します。
乳児健康診査 こ 3期 次	乳児の健康保持のため、月齢（2か月・8～9か月）に合わせて健診を実施します。
4か月児・1歳お誕生相談・1歳6か月児・3歳6か月児健診 こ 3期 次 貧	乳幼児を養育している保護者の育児不安の軽減やこどもの健康保持・増進のため、月齢に合わせて各種健診・相談を実施します。
2歳児歯科健診 こ 3期 次 貧	むし歯罹患率が高くなる年齢に合わせて、幼児の口腔衛生の向上と定期的なフッ化物塗布を推進し、歯科健診・相談を実施します。
こどものための予防接種 こ 3期 次	疾病の発生やまん延を予防するために各種予防接種を実施します。
新生児聴覚検査事業の推進 こ 貧	聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な療育を受けられるようにするために、産科医療機関で実施する新生児聴覚検査への費用助成を行います。
1か月児健診・5歳児健診の実施 こ	妊娠期からの切れ目ない支援の拡充のため、生後1か月及び5歳児への健康診査に向けた取り組みを進めます。
フッ化物洗口事業 こ	4歳児、5歳児を対象にむし歯予防に有効なフッ化物洗口事業を行います。

◇基本目標2-2 【学童期・思春期】

健やかにこどもが成長できる環境づくりの推進



【現状・課題】

こども・若者に関するアンケート調査では、町に最も力を入れてほしい取り組みで、「お金に心配することなく学べる（進学、塾に行く）ように支援する」が57.2%、「こどもや若者の居場所づくりを推進する」が30.8%と高いことから、町民の教育や居場所に対する期待は大きくなっています。

学童期・思春期は、心身ともに成長する時期であり、様々な悩みに対し、学校と支援機関が連携しながら、こどもたち自らが将来を選択できるよう支援していくことが重要です。こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心して、他者と関わりながら育つ、大切な場所の一つです。社会環境が急激に変化していく中において、学校教育を通じて学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や様々な課題に対応できる力を育てていくことが求められます。

【施策の方向性】

こどもたちが安全で安心して過ごせる多くの場所を持ちながら、様々な学びや体験活動を通して、豊かな人間性や生きる力を身につけられるよう取り組んでいきます。

また、配慮が必要なこどもたちがその能力や可能性を最大限伸ばせるよう、それぞれの状況やニーズに応じた支援を推進します。

Ⅰ こどもの成長を支える環境づくりや機会の創出

事業名	内容
新図書館の整備【再掲】	柴田町新図書館基本構想の基本方針である「子どもたちの想像力や心の豊かさを育む図書館」に基づき、図書館を拠点としたまちの交流や賑わいの創出に取り組みます。
子ども読書活動推進事業 こ 3期 次	「柴田町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校、図書館、行政等がそれぞれの役割や責任を明確にし、町民全体で子どもの読書活動の効果的な推進を図ります。
食育推進計画の推進 こ 3期 次 負	柴田町食育推進計画に基づき、乳幼児期・学童期・思春期の各ライフステージに合わせ、関係各課と連携して食育事業を推進します。
子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業（思春期保健事業） こ 3期 次 負	生徒に対し父性や母性の育成を図るため、思春期保健事業として、保育体験や妊婦疑似体験等を実施します。生命の大切さを考える機会を提供し、生徒の健全な心の育成を図ります。
学力調査や学習支援による学力向上の推進 こ 負	全国学力・学習状況調査に加え、町独自の学力調査の実施により、児童・生徒のつまづきや課題を細かく分析・考察し、普段の学習習慣形成や学習指導に生かす等指導法の改善を推進し、学力向上を図ります。

学校給食による食育の推進 こ 食	栄養教諭が町内の小中学校を訪問し、小学校では担任と連携して授業を行い、中学校では放送を活用した「食」の指導を行う等、継続的に食育活動を実施し、栄養・食生活の意識改善に努めます。
子ども学習開放広場 こ	こどもたちが学習する場所として、西住公民館のロビーホール(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
町内の生きもの観察会【再掲】	小学生を対象に、町内の生き物の生態を学びながら、身近にある自然や、里山等の環境保全の大切さを学び、自然を愛する心を育むことを目的に開催します。
子ども映画まつり【再掲】	幼児と小学生を対象に、優良な映画や動画作品に触れる機会を提供し、情操豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども音楽鑑賞【再掲】	こどもたちに良質な音楽に触れる機会を提供することで、音楽の楽しさや魅力を知り、聴く力を養い音楽に対する感性と豊かな心を育むことを目的に開催します。
子ども開放ひろば【再掲】	元気なこどもを育成するため、気軽に立ち寄れる遊び場として、船岡生涯学習センターのホール利用がない時間帯(日/祝日/休館日を除く)を開放します。
親子でクッキング【再掲】	こどもたちが食材についての知識や調理に関する基本を学び、親子で普段の食生活について一緒に考え、見直すとともに、親子の絆を深めながら調理体験を楽しむことを目的に開催します。
親子みそづくり体験【再掲】	普段食べている味噌がどのようにして作られるのかを学ぶことで、食べ物への関心や感謝の気持ちを育み、また、親子の絆を深めることを目的に味噌づくり体験を開催します。
和太鼓体験教室【再掲】	日本の伝統楽器である和太鼓を叩くことを通して、体力の向上を目指すとともに、リズム感を養うことを目的に開催します。
小中学生のためのお茶教室【再掲】	小中学生を対象に日本の伝統文化である茶道に触れ、礼儀作法を身につけ、おもてなしの心を養うことを目的に開催します。
あそびのワンダーランド【再掲】	幼児・小学生と保護者を対象に、心豊かでたくましいこどもを地域全体で育てるため、様々な遊びの体験の場を提供します。
絵本の読み聞かせ【再掲】	幼児と小学生を対象に、本に親しむ習慣を身につけることを目的に、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを開催します。

## 2 居場所づくり

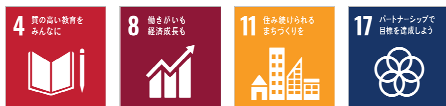
事業名	内容
児童館の運営 こ 3期 次 食	18歳未満のこどもが自由に利用できる児童福祉施設として、船迫児童館、槻木児童館、三名生児童館、西住児童館、船岡児童館を運営しています。運営にあたっては、民間の力を活用する等効果的で多様なサービスの提供を検討します。
◎放課後児童クラブ事業 こ 3期 次 食	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に学校の放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。また、児童館と同様に民間活力を利用し、効果的で多様なサービスの提供を検討します。
都市公園等の維持管理 こ 3期 次	こどもの遊びや健康づくりの場である都市公園施設を快適に利用できるよう、清掃、樹木の剪定・害虫駆除、草刈り、遊具施設等の定期点検・改修を行います。公園清掃については、行政区単位で実施しており、今後も地域と連携しながら、住環境の維持・向上に努めます。
学校を窓口とした相談支援の充実 こ 食	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保護者、学校と連携・協力し、いじめ、不登校、問題行動等への対応に取り組めます。また、柴田町子どもの心のケアハウスとの連携を強化し、不登校で悩んでいる児童生徒の支援にも取り組めます。

子どもの心のケアハウス事業 こ 3期 次	登校することが難しい児童生徒が安心できる環境を整え、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応支援・学習支援等を行い、学校復帰の支援をします。
不登校対策自立支援事業の実施 こ 貧	教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所として「学び支援教室（ほっとルーム）」を開設し、学習支援と自立支援に努めます。
◎児童育成支援拠点事業 こ 3期 次	養育環境等に課題を抱える児童に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぎ、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業の実施を検討します。
地域交流センター整備事業 こ	しばたの郷土館を学習活動やまちづくり活動の拠点とした、地域交流センター（仮称）まちなか交流センターとして再構築します。そのパブリックスペースの一つに、乳幼児から未就学児を対象とした屋内こども遊び場を設置して、こどもからお年寄りまでの世代間の繋がりを深める交流の場を提供することを目的とします。
子ども食堂開設運営費補助【再掲】	こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりのために、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう、支援を行います。

### 3 配慮を要するこどもへの支援

事業名	内容
児童発達支援事業 こ 3期 次 貧	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。今後も早期から発達の特性に応じて切れ目ない支援ができるよう、支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、関係機関との連携を図り、支援体制を整備します。
放課後等デイサービス こ 3期 次 貧	就学児を対象に、学校の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
特別支援教育への支援・インクルーシブ教育の推進 こ 3期 次 貧	発達障がい等により、特別に支援が必要な児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行います。また、支援が必要な児童生徒が同じ学級で共に学ぶことができるよう、特別支援教育コーディネーター等を配置し、受け入れ環境を整備します。

◇基本目標2-3 【青年期・ポスト青年期】  
若者を支える環境づくりの推進



【現状・課題】

こども・若者に関するアンケート調査では、「結婚したことはあるが、今はそうではない」、「結婚したことがない」と回答した人のうち、「結婚したい」が51.6%でした。

また、「こどもを持ちたいと思わない」と回答した人の理由は、「子育てや教育にお金がかかるから」が68.0%、「育児による心理的、肉体的負担が増えるから」が60.0%でした。

【施策の方向性】

多様な価値観、考え方を尊重しつつ、家族を持ち、こどもを産み育てることや不安なく生活を始めることができるよう支援していきます。

1 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

事業名	内容
若年層の就業支援の充実【再掲】	関係機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験学習の支援を行います。また、地域の県立高校や支援学校に通う高校生を対象に、主に町内企業の求人や事業内容等を紹介する企業情報ガイダンスを行います。

2 結婚を希望する方への支援

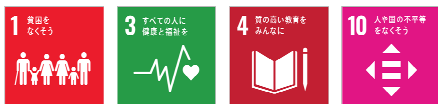
事業名	内容
結婚・婚活支援 こ	若者が自分らしく生きるという希望を恋愛や結婚という形で実現できる社会の実現のため、宮城県や宮城県青年会館と協力し、結婚支援センター「みやマリ！」出張登録会や婚活相談会を実施します。

3 若者へのヘルスケアの推進

事業名	内容
プレコンセプションケアの周知 こ	若者が自身の将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合い、健康的でより質の高い生活を実現してもらうために、正しい知識の普及、啓発を行い、将来の健康な妊娠・出産へつなげます。
青年期健康診査 こ	青年期からの健全な生活習慣を基礎づけるとともに生活習慣病予防対策として実施します。

### 3. 子育て当事者への支援

#### ◇基本目標3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減



##### 【現状・課題】

こどもが生まれてから成人に達するまでにかかる養育費や教育費等が子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な格差が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

##### 【施策の方向性】

幼児教育・保育の無償化をはじめ、子ども医療費の助成、高校生年代までを対象とする児童手当など、保護者への経済的支援を引き続き行います。

#### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

事業名	内容
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の推進【再掲】	妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。
児童手当の支給 こ 3期 次 貧	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。
子ども医療費助成事業【再掲】	0歳～18歳までの全てのこどもに対し、通院費及び入院費に係る医療費の一部負担金を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を行い、福祉の増進を図ります。
幼児教育・保育の無償化 こ 3期 次 貧	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの利用料を無償とします。
小学校入学準備支援事業 こ 3期 次 貧	小学校等に入学する第3子以降の子を養育する保護者に対し小学校等入学祝い金を支給することにより、少子化対策の推進及び多子家庭の子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。
不妊検査費・不妊治療費助成事業 こ	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

◇基本目標3-2 地域子育て支援、家庭教育支援



【現状・課題】

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境が変化している中で祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。自分の生まれ育った地域以外で生活している家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。

【施策の方向性】

子育て中の保護者と子どもが身近なところに集い、交流や相談ができる場所を提供していくとともに、個々のニーズに応じた子育て支援に関する情報の提供や子育て家庭への支援に努めます。

また、こども家庭センターにおいて、支援が必要な家庭やこどもの早期発見・早期対応していくため、関係機関との連携を強化していきます。

1 地域子育て支援、家庭教育支援

事業名	内容
こども家庭センター事業の推進【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、専門職が一体的な相談支援を行います。
◎ファミリー・サポート・センター事業 こ 3期 次 貧	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が共に会員となり、有償で子育て家庭を応援する事業を実施します。
◎地域子育て支援事業 こ 3期 次 貧	子育て支援活動を行う団体等と連携して、公共施設や地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や遊びの提供、育児相談、情報提供を実施します。
子育て支援活動 こ 3期 次	子育て支援センターを拠点として、育児不安等についての相談窓口、子育てサークル等への支援、地域の子育て資源の情報提供等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。また、地域の多様なニーズに対応した子育て支援活動や子育て親子の交流の場を提供し、地域全体で子育てを支援します。
コミュニティ活動の推進 こ 3期 次 貧	地域住民の連帯意識を高め、よりよい環境づくりを推進する自治会・町内会活動を支援します。地域住民が主体となった子育て支援と青少年の健全育成への取り組みなど、地域の問題や生活課題を解消するための活動を促進するよう、情報提供と相談体制を強化します。
子ども会育成会連絡協議会の支援 こ 3期 次	子ども会育成のため、関係諸機関との連絡調整を行い、子ども会関係者の育成・指導のための講習会や研修会を実施します。また、子どもたちが参加する事業を通して、子どもたちの生きる力を育みます。

幼児教育の充実 	保幼小連絡会を活用し、幼稚園、保育所、小学校の連携を強化します。また、就学児童の円滑な接続につながるよう幼児教育、アプローチカリキュラムの充実を図り、保育・教育活動を推進します。さらに、中核となる小学校に「保幼小架け橋リーダー」を配置し、幼稚園、保育所、小学校において、切れ目のない支援に取り組めます。
協働教育推進事業の推進 	コーディネーターが学校とボランティア等の地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、家庭教育支援活動、地域活動、学校支援活動の三つの柱で事業を推進し、児童生徒の学習と交流を支援します。
自主学習支援事業「放課後学習室」等の推進 	児童生徒の学習意欲向上に向け、各小中学校において、放課後学習室や学習会、生涯学習センター等での受験力アップ学習会を開催します。
子育て支援センターの相談体制等の充実 	子育て支援センターにおいて、利用者支援事業を実施し、専門知識を有する利用者支援専門員（保育士）及び補助員を各1名配置し、相談支援を行います。
子育て支援活動 	0歳から3歳児を対象に、子育て支援活動や子育てに関する知識を学ぶ講座や講演会を開催します。
子育て短期支援事業 	保護者の病気や出産・育児疲れ等の理由や経済的な理由により、一時的に家庭での育児が難しくなった場合、一定期間こどもを里親において保護します。

## 2 子育て支援に関わる人材の確保・育成

事業名	内容
子育て支援ネットワーク事業 	子育て家庭の身近な相談相手として「子育てサポーター」を育成・派遣し、家庭教育支援、サークル活動支援など子育て支援交流事業を実施します。また、関係機関が連携を深め、地域における子育て支援ネットワークの拡充を図ります。

## 3 こども・子育て情報発信の充実

事業名	内容
子育て支援アプリ 	母子保健、子育て支援サービスの情報をスマートフォンで確認できるよう、子育て支援アプリを活用した迅速な情報配信を行います。
広報紙の発行 	子育て支援に関する取り組みや情報をわかりやすく町民の皆様にお知らせするため、「広報しばた」を定期的に発行します。また、町や公共機関等からの子育てに役立つお知らせや各種教室の参加者募集などメールやLINE配信も活用し、周知します。
広聴事業 	「まちづくり住民懇談会」の開催や「町長へのメッセージ」により、子育て支援に関する意見や提言を施策に反映します。
ホームページの運営 	町のホームページにおいて、子育て支援に関する情報等の提供を行います。

◇基本目標3-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画  
促進・拡大



【現状・課題】

男性が育児休業を取得する割合は、増加しているものの、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、男性の家事や子育てへの参画をさらに推進するとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てできる環境を整備する必要があります。

また、男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、働き方改革や男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及・啓発を図る必要があります。

【施策の方向性】

共働き・共育ての推進に向け、男性の家事や子育てへの参画促進等を進めるとともに、こどもを預け働くことができる環境を整備していきます。

1 共働き・共育ての推進

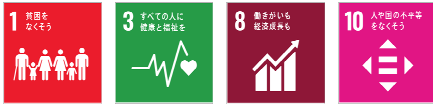
事業名	内容
男女共同参画社会の推進 こ 3期 次 済	宮城県との共催による講座の開催や、男女共同参画情報紙等において、本町における男女共同参画に関する取り組みの周知啓発に取り組み、町民の意識高揚を図ります。
子育て・親育ち講座 こ 3期 次 済	家庭における基本的なしつけの重要性、親としての責任の自覚などについて保護者が学ぶ場を提供するため、就学前児童の保護者が小学校に集まる機会を活用し、子育て講座を実施します。
子育て・親育ち思春期講座 こ 3期 次 済	保護者がこどもの中学校入学前の心構えとして、思春期を迎えるこどもの特徴や親としての関わり方を学び、親子ともに健全な中学校生活を送るため、中学校入学説明会を活用し、子育て講座を実施します。
男性向け家庭教育講座 こ 3期 次 済	父親の積極的な育児参加を促すとともに、父親同士の交流を通し、子育てについて楽しく学ぶための父子のふれあい講座を実施します。
親のみちしるべ出前講座 こ 3期 次 済	宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用し、子育て中の親同士が交流を図りながら、親自身の気づきや子育てについて学びあうための出前講座を実施します。

2 仕事と子育ての両立ができる保育環境等の充実

事業名	内容
◎通常保育事業 こ 3期 次 済	保護者の仕事や病気などにより、家庭において児童を保育できないと認められる場合に、保護者に代わり保育を行うために保育所を運営しています。乳児保育・障がい児保育を3保育所で実施しており、今後、サービスの更なる充実を図るため、公立保育所の民営化を実施します。
◎延長保育事業 こ 3期 次 済	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。

<p>◎ゆとりの育児支援事業</p> <p>こ 3期 次 貧</p>	<p>保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる場合や育児疲れのリフレッシュのため、就学前児童に対して保育を行います。</p>
<p>保育体制の充実</p> <p>こ 貧</p>	<p>児童数の変化等を踏まえながら、認定こども園や保育所、地域型保育施設の施設整備を行うとともに、保育の質の向上や継続した保育の場を提供するため、連携協力機能の強化に努めます。また、延長保育事業や一時預かり事業の充実を図るほか、病児保育事業の実施に向けた検討を行い、保護者の多様なニーズに応えられる保育体制の充実を図ります。</p>
<p>家庭生活や育児への男性の参画の推進</p> <p>こ 貧</p>	<p>男女が共に家庭責任を担うことができるよう、家庭における男女平等観の啓発に努めるとともに、育児休業を取得した男性の事例等について周知し、男性の育児参画を推進します。</p>
<p>地域型保育事業の推進</p> <p>こ 貧</p>	<p>保護者の就労・疾病等の理由で、日中に家庭において保育を受けられない0歳から2歳の乳幼児を対象に、保護者に代わって保育を行います。</p>

## ◇基本目標3-4 ひとり親家庭への支援



### 【現状・課題】

柴田町のひとり親家庭は、ほぼ横ばいで推移していますが、ひとり親家庭は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、「時間の貧困」にも陥りやすくなります。

ひとり親が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行う必要があります。

### 【施策の方向性】

ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立を助けるため、それぞれの状況に応じた支援を関係機関と連携しながら推進します。

#### 1 子育て・生活の支援

事業名	内容
◎子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
民生委員・児童委員、主任児童委員 こ 3期 次 貧	各担当地区内のひとり親の家庭や家庭状況により、支援を要する児童の援護など、日常生活での問題について相談支援を行います。また、幼児とひとり親を対象とした子育て支援も行っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

#### 2 就業の支援

事業名	内容
生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実 こ 貧	ハローワークや仙南地域職業訓練センター、宮城県、自立相談支援センター仙南事務所と連携し、生活に困難をかかえる保護者への就労相談・支援を行います。また、より安定した就労機会を確保するために役立つ知識や技術を身につけるための資格取得の情報を提供していきます。
職場に必要な知識、技術取得の促進 こ 貧	就労する保護者やその職場の職業能力開発が図られるよう、仙南地域職業訓練センター等と連携し、階層別研修や技能研修、資格取得研修等、それぞれのニーズに対応した各種就労支援を行います。また、就労に関する情報提供や相談対応の充実に取り組みます。

#### 3 経済的支援

事業名	内容
児童扶養手当 こ 3期 次 貧	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、こどもの福祉増進を図るため、第3子以降の児童に係る加算額及び支給に係る所得制限限度額を引き上げて手当を支給します。
母子父子家庭への医療費助成 こ 3期 次	ひとり親家庭等の医療費における負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部を助成します。